

非課税合併取引の要件について

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、非課税合併取引の要件について解説いたします。

連邦労働法の改正に伴い、人材派遣会社スキームを利用されている企業の中には、従業員の移転を行った後の人材派遣会社を事業会社に吸収合併することを検討されている企業もあるかと思います。一方で、合併取引については税務上課税関係が発生する場合と課税関係が発生しない場合があることから、本ニュースレターにおいて合併取引を非課税で行うための要件について解説いたします。

非課税合併取引の要件について

1. 合併取引の税務上の取扱い

法人が合併により資産および負債の移転をしたときは、原則として被合併法人が時価により資産および負債を合併法人に譲渡したものととして取扱われます（“非適格合併”）。すなわち、合併法人に移転する資産および負債を合併時点における時価により譲渡をしたものとして被合併法人の合併事業年度の所得の金額を計算することになるため、当該時価と簿価との差額である譲渡損益に対して課税が行われることとなります。

一方で、合併が一定の要件を充足する場合には（詳細は、「2. 非課税合併取引の要件」参照）、特例として被合併法人が簿価により資産および負債を合併法人に譲渡したものととして取扱われます（“適格合併”）。すなわち、合併法人に移転する資産および負債を合併時点における帳簿価額で引継ぎをしたものとして被合併法人の合併事業年度の所得の金額を計算することになるため、資産および負債の移転にかかる譲渡損益が繰り延べられることとなり、税務上課税関係が生じないこととなります。

なお、メキシコにおいては、合併取引（適格合併、非適格合併共に）によって合併法人が被合併法人の保有する繰越欠損金を引き継ぐことができない点、留意が必要となります。

2. 非課税合併取引の要件

合併取引について、メキシコにおいては次の要件を満たす場合は適格合併となり、税務上非課税となります。

■ 要件1：合併の通知

合併存続会社が、合併の効力発生日から1か月以内にメキシコ税務当局（“SAT”）に合併の通知を提出していること。

なお、SATへの通知手続きの概要は、以下のとおりとなります。

- ✓ SATのポータルサイト“Mi Portal”を通じて、株主総会日より20営業日以内にSATへの訪問予約申請を行う必要があります。なお、当該予約申請時に必要情報をアップロードする必要があります。
- ✓ 予約申請後6営業日以内に、SATから訪問日に関する連絡が来ます。
- ✓ 訪問日にSATへ訪問し、必要書類を提出します。
- ✓ SATへの訪問後45営業日以内に、SATは合併手続きの承認可否について申請者に通知を行います。申請者は“Mi Portal”を通じて承認可否のステータスを確認することとなります。なお、承認が却下された場合は、上述の手続きを再度実施する必要があります。

■ 要件2：事業継続要件

合併存続会社は、合併の効力が生じた日から少なくとも1年間は、合併前に合併消滅会社が行っていた活動を引き続き行っていること。

ただし、当該要件は以下のいずれかの要件が満たされる場合は、適用されません。

- ✓ 合併消滅会社の合併前の事業年度の主たる事業活動による収入が、合併存続会社の行う事業と同一の事業活動において使用されるリース資産からの収入によるものである場合。
- ✓ 合併前の事業年度において、合併消滅会社はその収入の50%を超える額を合併存続会社から得ている場合、あるいは合併存続会社はその収入の50%を超える額を合併消滅会社から得ている場合。

なお、当該要件は、合併存続会社が合併の効力発生日から1年未満で清算される場合には適用されない点に留意が必要となります。

■ 要件3：申告書の提出

合併存続会社が、合併消滅会社に係る合併事業年度の確定申告および情報申告を行うこと。

なお、当該確定申告書等の提出は、合併の通知をSATへ訪問して提出する前に行う必要があります。

3. 連邦労働法改正に伴う人材派遣会社の合併について

今回の連邦労働法改正において、人材派遣会社スキームを利用されている企業で従業員の移転を行った後の人材派遣会社を事業会社に吸収合併する場合に当該合併取引を非課税取引として処理するためには上述の3つの要件を充足する必要があります。なお、当該ケースにおいては、この適格合併を行うための2つ目の要件、すなわち事業継続要件を充足することが不可能であるため、代わりに、収入に関する要件を充足することで適格合併を行うことができると考えられます（本ケースの場合、リース資産に関する要件を充足できる会社はほとんどないと考えられるため）。そしてそのためには、遅くと

も2022年度末までに合併取引を行う必要があると考えられます（人材派遣会社において、2021年7月以降に合併する場合は、その合併前事業年度である2020年度は確実に100%の収入を事業会社から得ており、2022年に合併する場合も合併前事業年度である2021年には少なくとも50%以上の収入を事業会社から得ることができる一方、従業員移転以降は0%の収入となるため、2023年度以降に合併すると当該収入に関する要件を満たすことができなくなります）。

適格合併を行うための1つ目および3つ目の要件は、手続面での要件であるため当該要件を充足することは形式的には問題なくできると考えられますが、実務的には、現状SATへの訪問予約を取ることが非常に難しくなっていること、会社が適格合併を行うことをきちんと文書でまとめ準備しておくこと、また、SATに提出する資料等に不備がある場合はSATから合併取引の承認申請を却下される可能性があることから、必要書類の準備およびスケジュールについては十分に注意することが望まれます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.